

令和4年第3回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	令和4年9月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和4年9月15日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和4年9月15日	9時57分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		2番	天本 勉	3番	松石 健児	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	福祉課参事	中牟田 文明		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	産業振興課参事	大石 顕		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	山本 賢子	建設課参事	権藤 貞光			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第22、23、25、29号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第24、25、26、27、28、29号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第22号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第23号 基山町税条例等の一部改正について
- 日程第5 同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第24号 令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第7 議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第26号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第27号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第28号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第29号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る10日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会審査報告書

議案第22号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第23号 基山町税条例等の一部改正について

議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分

議案第29号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第3号）中歳入全般

本委員会は9月9日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第22、23、25、29号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第22、25号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第22号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

基山町職員が妊娠、出産、育児で育児休業等を取得しやすくするには、育児と仕事の両立支援や環境整備のための研修も検討しているとの説明であった。昨年度までの申請状況についてただしたところ、相談に来た職員には担当者が制度の内容を説明している。昨年度1名の男性職員が1か月弱の育児休暇を取得しているとの説明を受けた。

また、育児休業期間中の給与保障についてただしたところ、休業中は無給であるが、一般職員は共済組合、会計年度任用職員等は雇用保険で一定の休業補償（6割前後）を受けることになっているとの説明を受けた。

当委員会としては、職場内の理解等の取得環境が整わないと、育児休暇制度は浸透していない。意識改革が必要である。育休に関する研修会の実施や業務に支障を来さないフォロー体制を整備するよう提案した。

議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分
歳入 17款1項1目1節 小学校費寄附金3,000万円

長年、基山小学校に勤務され、特別支援学級の創設等に御尽力いただいた田中美智子氏（元基山小教諭）より「基山小学校のために」との意向での寄附金であり、教育施設整備基金の中で個別に管理していき、議会にも今後、用途については報告していくとの説明を受けた。

当委員会としては、寄附者の意向を重視し、用途について町民にも広報等で報告するよう提案した。

18款1項10目1節 ふるさと応援寄附基金繰入金4,226万円

ふるさと応援寄附基金と財政調整基金の使い方に明確な違いがあるのか、また恒常的なものにはふるさと応援寄附基金は基本的に使わないと従前に説明があったため、今回の判断基準についてただしたところ、充当率等の基準はないが、事業内容を見てまちづくり事業に資する事業に広く充てている。また、財政調整基金を増額すべきという議会からの意見もあり、恒常的な事業にもふるさと応援寄附基金を充てているとの説明を受けた。

当委員会としては、ふるさと応援寄附基金の使い方に基準を設けた上で、財政調整基金を運用していくよう提案した。

歳出 10款1項2目13節 通学支援コミュニティバスフリーパス券7万2,000円

事業内容についてただしたところ、若基小学校の小規模特認校制度の利用児童12名に対し、1,000円のフリーパス券を無償配付する事業であり、小規模特認校の活用促進になるとの説明であった。

当委員会としては、登下校時の安全と利便性の向上に取り組むよう提案した。

10款5項2目17節 保健体育備品1,434万5,000円

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の卓球大会会場となる基山町は公益財団法人日本パラスポーツ協会からの財源補助を受け、卓球台、防球フェンス等の備品等を購入する事業との説明を受けた。

大会終了後の卓球台等の活用についてただしたところ、学校のほか複数区より公民館で活

用したいとの希望があり、前向きに検討していきたいとの説明を受けた。

当委員会としては、大会終了後も町民が卓球に親しむことが重要であり、現状の卓球人口を把握した上で、町内における卓球熱を盛り上げるため各区で活用できるような使い方をするとともに、卓球大会の開催により観光や産業の振興にも寄与するよう提案した。

以上をもちまして総務文教常任委員会審査報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。これより厚生産業常任委員会の審査について報告させていただきます。

議案第24号 令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

議案第26号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第27号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第29号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第3号）中歳出所管分

本委員会は、9月9日付付託されました上記の議案の審査の結果、議案第24、25、26、27、28、29号は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第25号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

歳出 2款1項6目18節 地域おこし協力隊住環境整備事業補助金100万円

この事業は、地域おこし協力隊の定着率の向上を図り、任期満了後も引き続き町内に居住することによる地域活性化及び空き家の有効活用を目的に、住宅の改修費用及び家財道具処分等の費用として補助を行うもので、任期満了後も引き続き5年以上町内に居住する見込みがある者を対象としている。

補助額の算出根拠と居住期間の設定についてただしたところ、補助額については、制度が令和3年度から始まったこともあり事例は少ないが、全国で既に事業を実施している自治体の上限額を参考に設定した。また、地域おこし協力隊の定住に向けた国の制度を活用する。

国は上限額を設定していないが、町の補助額の0.5が特別交付税として措置される。居住期間を5年以上とした根拠は、対象者が一定の収入を得た場合の住民税額を勘案して妥当な期間を設定したとの説明を受けました。

当委員会としては、国の制度の活用とはいえ、公平性の観点から見ると、一町民の優遇制度と見られることも否めない。対象となる地域おこし協力隊にはこれまでの実績を生かした活動を継続してもらい、魅力ある町の発展に協力してもらうこと、また、今後は内容が理解できる事業説明書と参考資料の提供に努めるよう提案いたしました。

3款2項2目 中核機関設置事業61万7,000円

この事業は、これまで成年後見人として弁護士や司法書士などが受任してきたが、人員不足により十分な支援が望めなくなっているため、市民後見人の育成が必要となっている。住民の利便性向上を図るため、後見人支援業務や市民後見人育成業務等を担う中核機関の設置を令和5年度に計画しているものである。本年度は、青年後見人制度に関するアンケートを実施する。

制度利用に関して、これまでは福祉課を通じて県の関係機関を紹介しているが、中核機関の設置によって利用者の利便性はどのように図られるのかただしたところ、単に紹介だけにとどまらず、町が制度内容の説明や家庭裁判所への手続支援などを行えるようになるとの説明を受けました。

また、市民後見人の育成に関しては人選が難しいと思われるが、どのような人員を対象としているのかとただしたところ、他人の財産を取り扱うため人選は限られてくる、銀行OB、行政OB、福祉関係者などが想定されるとの説明を受けました。

当委員会としては、現制度では、被後見人の財産を私物化するなどの事件も発生しているため、市民後見人の育成及び選任には十分に配慮すること。また、今後は後見人制度の利用者も増加するものと考えられる。利用者に対しスムーズな市民後見人等の制度利用を図るため、中核機関の具体的な内容についても十分検討するよう提案いたしました。

3款1項2目10節 徘徊高齢者見守りネットワーク事業12万5,000円

この事業は、認知症等のために徘徊が見られる高齢者等を早期に発見できるよう、これまでの位置探索端末機の貸与に加え、日頃から身につけるものに貼り付けることができるQRコード付シールを追加する。QRコード内に本人の呼び名や連絡先等を入力することで、発見者はスマートフォンからQRコードを読み込み、情報を取得するものである。

当委員会としては、発見者がQRコードに対する認識がなければ、有効な活用につながらない。近隣自治体と連携した広報活動やコロナ禍で中止していた見守り訓練等も継続して実施し、事業内容の周知と使用方法の説明に努めること。また、QRコード内の情報については、必要に応じて内容を充実させていくよう提案いたしました。

8款5項1目18節 園部団地入居者移転補助金53万7,000円

移転に係る必要な経費上限17万9,000円の算出根拠についてただしたところ、移転費用は1世帯当たり10万円程度が目安となる。また、同様の移転費用を補助している関連自治体を参考にすると、移転に関する補助対象項目は、移転費用のほか、固定電話の設置など多岐にわたるが、上限17万9,000円を基準にしている自治体が多いため、同額を設定した。当補助事業に関しては、移転が完了するまで継続して実施したいとの説明を受けました。

また、建替事業全体スケジュールについてただしたところ、現時点での計画案として、令和4年度に既存入居者に対する移転支援策を開始。令和5年度に建替事業基本計画を策定し、事業手法の検討と併せて基本設計に着手する。令和6年度に実施設計、令和7年度から建て替え工事に着手し、令和8年度に建て替え工事完了を想定している。なお、計画案は令和5年度に策定する基本計画において、改めて提出したいとの説明を受けました。

建て替えに際し、必要戸数は令和2年度に策定した園部団地建替事業に関する基本方針どおり20戸を想定しているのかとただしたところ、既に転出した世帯も多いため、令和5年度の基本計画策定に際し、再度検証したいとの説明を受けました。

当委員会としては、議会に対し、これまで建て替え候補地として3つの案を提示されており、候補地によっては地盤調査等の必要も出てくる。園部団地の老朽化も進んでおり、円滑な移転支援を行うとともに、より綿密な計画を策定し、遅滞なく事業を遂行できるよう提案いたしました。

以上で厚生産業常任委員会の報告を終了します。

○議長（重松一徳君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論、採決を行います。

日程第3 議案第22号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第22号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第22号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第22号は可決されました。

日程第4 議案第23号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第23号 基山町税条例等の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第23号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第23号は可決されました。

日程第5 同意第3号

○議長（重松一徳君）

日程第5．同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

本件については、本人が議場に在席ですので、本人の退場を求めます。

〔柴田昌範教育長 退場〕

○議長（重松一徳君）

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、同意第3号は原案に同意することに決定しました。

柴田教育長の再入場を求めます。

〔柴田昌範教育長 入場〕

日程第6 議案第24号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第24号 令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第24号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第24号は可決されました。

日程第7 議案第25号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第25号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第25号は可決されました。

日程第8 議案第26号

○議長（重松一徳君）

日程第8. 議案第26号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第26号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第26号は可決されました。

日程第9 議案第27号

○議長（重松一徳君）

日程第9. 議案第27号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第27号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第27号は可決されました。

日程第10 議案第28号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第28号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第28号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第28号は可決されました。

日程第11 議案第29号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第29号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第29号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第29号は可決されました。

日程第12 諮問第1号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

諮問第1号については、意見なしと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は意見なしと決定しました。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前9時57分 散会～